

～ 平成 26 年 12 月静岡県議会定例会における質問 ～

質問者： 東堂 陽一 議員

質問日：2014/12/1（月） 1 番目

会派名：自民改革会議

1 来年度の財政運営について （1）当初予算の編成方針

答弁者： 知事

質問要旨： 県は、来年度当初予算編成に向け、編成要領を各部に通知した。

これによると、来年度の財源不足額は340億円。部局調整案提出段階における事業見直しの目標値を前年度より緩やかな5%削減に設定。また、「後期アクションプラン」の着実な推進のため、新規・拡充事業については「特別枠」を設定し、所要額での提出が可能となっている。

また、国も地方創生を旗印として、「まち・ひと・しごと創生法」を先の国会で可決し、地方が自由に使える新しい交付金制度の創設も検討されている。こうした国の施策も積極的に取り込みながら、今後、具体的な事業が予算として形になることを大いに期待している。

一方で、本県の雇用環境の改善も道半ば、円安の進行も懸念されるなど今後の景気動向は楽観視できない。地方財政についても地方交付税の別枠加算の廃止など厳しい方針も想定される。

こうした厳しい見通しが想定される中であっても、喫緊の課題に対しては積極果敢にチャレンジする姿勢が求められる。

そこで、来年度の当初予算編成に当たり、本県の財政状況の認識と取組方針について知事の所見を伺う。

答弁内容： 東堂議員にお答えいたします。来年度の財政運営についてのうち、当初予算の編成方針についてです。

静岡県の財政状況につきましては、平成27年度の当初予算編成に当たり、10月に試算した財政収支では、340億円の財源不足を見込んでおりまして、引き続き、厳しい状況にあるという認識にたっています。加えて、今後決着する国の地方財政対策の動向によりましては、財源不足額が拡大し、本県の予算編成にも更に厳しさを加えるものという事態も予想されます。

このため、歳入の確保と歳出のスリム化に徹底的に取り組みまし

て、県債残高の抑制や将来に向けて利用可能な基金の確保に努め、「ふじのくに」づくりを支える健全財政の堅持に取り組んでまいります。

一方、後期アクションプランに掲げる8つの重点施策につきましては、積極果敢に取り組ましまして、総力を挙げて、「“ふじのくに”富国有徳の理想郷」の実現を目指してまいります。

具体的には、防災先進県として、自然と調和した国土強靱化の先進的モデルである、強くてかつ美しいという「静岡モデル」の推進や富士山静岡空港を生かした防災体制の強化など「大規模地震への万全の備え」をしてまいります。

また、国の地方創生の考え方とも共通する「人口減少社会への挑戦」では、「子育ては尊い仕事」であるという理念の下で、次代を担う子供たちを地域が一体となって育てていく、地域の実情に応じた少子化対策を進めるとともに、健康寿命日本一の更なる延伸に取り組んでまいります。

さらに、県内経済の持続的な発展を図るために、官民一体となりまして、多極的産業構造の再構築や成長産業の育成にも力を注ぎます。

平成27年度は、総合計画の後期アクションプランの折り返し点を迎えます。計画に定めました目標達成に向けまして、県民の皆様にも進捗が目に見える形になりますように、前倒しの気概を持って、予算編成に取り組んでまいり所存であります。

1 来年度の財政運営について (1) 当初予算の編成方針【再質問】

答弁者 : 経営管理部長

質問要旨 : 当初予算の編成方針、その取組で言いますと、さっき言った集中的に取り組む分野、8分野に置いては特別枠を設定するという話でございませう。

所要額という方針でございませうが、それでもどの程度のものなのか天井しわ寄せなのか。他の事業との影響も出てくると思いますので、その辺を、どのように考えているかを伺いたいと思います。

答弁内容 : 後期アクションプランの予算の特別枠についての再質問にお答えいたします。

後期アクションプランを着実に推進するため特別枠を設置するわ

けですが、これは当該事業の内の新規拡充事業に限っております。
また、それにつきましての上限は設定しておりません。しかしながら、答弁申し上げましたとおり、340億円の財源不足が生じるといふ大変厳しい財政環境の中でございますので、その事業が大きな効果を挙げることができるのか、また、その効果が費用に見合うものであるか、そうした議論を充分につくして予算調整をしまいたいと、そのように考えております。

以上であります。

1 来年度の財政運営について (2) 核燃料税の更新

答弁者 : 経営管理部長

質問要旨 : 去る9月定例会において、知事から、本年度末で課税期間が終了する核燃料税について、課税方式については新たに出力割を導入し、税率については適切な水準に引き上げる方向で検討していくとの答弁があり、今定例会では次の課税期間を5年間、税率を13%から価額割に換算して17%に引き上げる条例案が提出されている。

原子力発電所は、稼動しているかに関わらず、県及び周辺自治体は住民の安全を守るための対策を施す必要がある。

これまでの核燃料税は、燃料の挿入を前提とした価額割の課税方式であったため、現在の様に停止した状態では、税収がない一方で、安全対策などにかかる財政需要は、毎年度生じており、安定的な財源の確保が課題であった。

今回、価額割に加え出力割を課税方式に採用することにより、安定的な税収が見込まれることは、事業を行う上で一助となるものである。

そこで、今回の核燃料税の更新により、今後5年間の税収をどのように見込んでいるのか、また、安全対策など、どのような事業を実施する予定であるか伺う。

答弁内容 : 来年度の財政運営についてのうち、核燃料税の更新についてお答えいたします。

現在、浜岡原子力発電所は運転を停止しておりますが、放射線の監視業務など、原子力発電所の立地に伴う対策は、確実に実施していく必要があります。

このため、従来の価額割に加えて、稼動しているかどうかに関わ

らず、発電用原子炉の熱出力に対して課税する出力割を導入するとともに、税率を17%相当に引き上げた上で、課税期間を5年間延長する条例案をお諮りしているところであります。

今後の税収であります。価額割については、年額にして12億4,000万円程度となると考えておりますが、現時点では再稼動について判断できる状況にはないため、5年間の税収見込みは立てておりません。一方、出力割については、5年間で約62億円を見込んでおります。

今回の更新により見込まれる税収につきましては、環境放射線監視センターの運営や避難路となる幹線道路の整備などの原子力安全対策、温水利用センターの運営や農道整備など、農林漁業の振興を図る生業安定対策、海岸保全や河川整備など、安全安心に生活できるための民生安定対策として、地域の安全と振興を図るための事業に、引き続き活用してまいります。

以上であります。

2 再生可能エネルギーの導入について

答弁者： 企画広報部長

質問要旨： 平成24年7月の固定価格買取制度の創設により、太陽光を主体とする再生可能エネルギー発電設備の電力系統への接続申込が急速に増加し、導入が進んだ。

しかし、急速な接続申込の増加等により、一部の電力会社において、現状における系統設備の容量や電力会社管内全体の需給調整力の限界等から、接続申込への回答を保留するといった事態が発生しており、静岡県内でも同様の事態が起こらないか心配される。

こうした状況は、再生可能エネルギー発電設備の設置を進めている事業者が今後の事業計画を見通すことを難しくし、県民の間に高まりを見せていた再生可能エネルギー普及拡大の機運の勢いを失うことにつながりかねない。

総合計画後期アクションプランにおける重点取組に「エネルギーの地産地消」を掲げる本県にあって、こうした系統接続問題が取りざたされる中、再生可能エネルギーの導入に対する姿勢を伺う。

答弁内容： 再生可能エネルギーの導入についてお答えいたします。

本県では、太陽光発電の導入量が、固定価格買取制度導入前の平成24年3月の18万kWから、本年9月末には69万kWに達し、

100万kWの目標に向けて大きく増加するなど、再生可能エネルギーの導入が進んでおります。

このような中、一部の電力会社で系統接続の問題が生じたため、国は電力会社の接続可能量の検証を行うとともに、地域間連系線の活用、蓄電池の設置などによる接続可能量の拡大方策について審議し、系統対策の基本的方向性を早急にとりまとめることとしております。

県内では当面、再生可能エネルギーの電力系統への接続に係る制約が生じる心配がないことを、東京電力及び中部電力に確認しておりますが、事業者の参入意欲が削がれるおそれもあります。

県といたしましては、今後とも、国の動向を注視しつつ、従前からの太陽光発電の促進策に加え、小水力、バイオマス、温泉熱など、地域の自然資源を生かした再生可能エネルギーの導入について、事業者が行う先導的な取組に対する支援を強化するなど、エネルギーの地産地消の実現に努めてまいります。

以上であります。

2 再生可能エネルギーの導入について【再質問】

答弁者： 企画広報部長

質問要旨： 再生可能エネルギーの導入、主に太陽光発電の送電系統について、国が鳴り物入りで始めた施策であるが、早々に他の電力管内では制度が破綻したという印象である。

本当に太陽光100万kWを目指す静岡県において大丈夫かということをお大変心配しており、どんな確認をして、それが信頼できるかどうかということをお再度伺いたい。

答弁要旨： 再生可能エネルギーの導入についての再質問にお答えいたします。

東京電力及び中部電力の管内におきましては、通常時におけます電気の需要量、使用量と、それを賄うべき大規模な電源が、非常にスケールが大きいということでありまして、その大規模電源を補うような形で再生可能エネルギーが入ってくるウエイトが比較的小さいものですから、今後とも系統問題については、当面の間は支障は生じないというふうな説明を受けております。

しかしながら、そういうことが今後事業者の参入がどんどん増え

た場合にも大丈夫なのかという点もありますので、国の方では今後の再生可能エネルギーの導入について、基本的な方向性を定めておりました。今後は参入する事業者の責任において送電量を大きくするとか、そういうふうな仕組みというようなものも考えられているようでございます。

引き続き、そのような国の動向も注視しつつ、県といたしましては、再生可能エネルギー、太陽光以外のものについても、事業者の取組を支援できるような体制を取ってまいりたいと考えております。

以上であります。

3 産業成長戦略の推進について

答弁者 : 知事

質問要旨 : 本県経済を本格的な回復軌道に乗せ、持続的に発展させていくため、本年3月に立ち上げた「静岡県産業成長戦略会議」において、官民が一体となった産業成長戦略の検討が進められている。

去る11月12日に開催された第4回会議においては、4つの戦略からなる産業成長戦略案が取りまとめられ、本県産業の再生と活性化、次世代産業の創出に向けて一定の方向性が示されたところであるが、それぞれの戦略について、今後どのように取り組んでいくつもりなのか、所見を伺う。

特に、次世代産業の創出を加速化するためには、従来の枠にとられない思い切った施策が必要であり、地域企業を支援するための新たな組織も検討されているようであるが、具体的にどのようなことを考えているのか、あわせて伺う。

答弁要旨 : 次に、産業成長戦略の推進についてでございます。

この静岡県の産業成長戦略会議というのは、今年の3月に設置いたしました。そして、3月、6月、9月、11月と会議を開きまして、去る11月12日の第4回会議におきましては、産業成長戦略の素案を取りまとめていただきました。2月には最終案をいただくことになっております。今後、来年度当初予算や組織等に反映させる予定でございます。時宜を得た取組につきましては、スピード感を持って行動し、実行に移しているところであります。

この成長戦略会議というのは、雇用創出3万人計画というものを官民挙げてやってきましたけれども、これを引き継いだものです。先ほど有効求人倍率が直近の数字で1.10ということで、ようや

く国と並んだということでもあります。一方、失業者数が5万4千人ということで、一番多いときで8万8千人でしたから、3万4千人の失業者がなくなると、その分の雇用を創出したということでございまして、この動きを加速していこうという姿勢でおります。

企業の誘致・定着の推進につきましては、進出意欲のある企業情報を入手して、今月中にも運用を開始する遊休地データベースの活用と併せまして、集中的に誘致活動を展開しております。さらに、今月上旬にはシンガポールのWEB上で「静岡県特設会場」を開設いたしまして、地域企業の海外取引を支援するほか、東京都内に開設しました「静岡U・Iターン就職サポートセンター」の相談員を増やします。こういう取組を通じまして、販路開拓や人材確保の面からも地域企業の事業活動の活発化を支援いたします。

議員御指摘の「地域企業を支援するための新しい組織」についてであります。国際競争力を持ち世界で戦える企業や国内でも積極的に全国展開していける企業を育てていくためには、中堅企業も対象にした新たな支援組織を設置すべきであると会議において合意したところです。

新たな組織には、いわゆる「目利き委員会」的な機能を持たせ、例えば、光技術などの成長が期待される産業分野への進出を促進するため、成長が見込まれる企業に対して、産業界、金融界、産業支援機関と一体となって集中的に支援することが求められております。

言うまでもなく、お金はあるんです。しかし、それが回っていない。基本的に、日銀または政府の政策というのは、いわば輪転機を回して膨大なお金を引き取るわけですね。それが有効に使われてないということがあります。もう今や、国債は、金融界は買うことができません。日銀が買い占めているからです。

一方ですね、高齢者にはかなりのお金があります。最近の大きなニュースでは、いわゆる振り込め詐欺というのがございしますが、非常に巧妙になっておりまして、本県の山田誠県議の御母上のところにも巧妙な手口でそういう連絡があつて、あわやというところで、誠議員が入られて、逮捕に至ったということがありました。

その同じ犯罪グループは、もう既に2,000万円ものですね、熊本からの御老人の宅急便を受け取るところだったそうです。しかも、一旦逮捕された後、電話が、どすのきいた声でかかってきて、よくも部下を逮捕させたなという脅しの電話がかかってきたそうです。ですから、こういうですね、狙われているところは、私は、

山田誠議員の御母堂も存じ上げておりますが、非常に立派な方であつてすら、そういう巧妙な手口で騙し取られる。

しかし、一方で、30代の、東堂さんはどうでしょうかね、振り込め詐欺の誘いが来るとは思いません。やはり、高齢者なんですね。ですから、そういうところにお金があるという、これをいかにしてですね、回すか。

先ほど、目利きと言いましたけれども、金融界はですね、担保をとればよいという、そういう安易な態度でこれまで運用をしてきたという面があります。そのために、産業界、また行政も一体になって、どこにお金が必要であるかということを探さねばならない。そして、一緒にですね、成長産業や必要とされているベンチャー、こうしたところにお金を回るようにしていくべき、これが我々のやっているこの成長戦略ということであります。

今後、関係機関との調整を進めまして、来年2月に予定されている次回会議で本県独自の産業成長戦略を取りまとめ、本格的に事業展開していくことにより、本県産業の力強い再生と、より一層の活性化を図ってまいります。

3 産業成長戦略の推進について【再質問】

答弁者： 経済産業部長

質問要旨： 産業成長戦略会議の報告を見ると、地域企業の共同受注体の組織の支援ということがあるが、SOLA Eや小水力発電の応援以外に、何か進めていくような考えがあるのか伺う。

また、3Dプリンターの工業技術研究所への採択を目指したいということであるが、どのように考え、どのように利用していくのか伺う。

答弁内容： 産業成長戦略の推進についての再質問にお答えいたします。

地域企業の事業活動の活発化という戦略の3についてのことでございますけれども、地域企業の共同受注体の組織化ということに加えて、来年度に向けて、優れたものづくり基盤技術の高度化を進めていきたいと。

そのための議員から御紹介いただきました3Dプリンターでございますが、これにつきましては、樹脂熱溶解タイプの3Dプリンターということで、樹脂を材料造形するシステムに使うための3Dプリンターでございます。

これにつきましては、予算計上してございませんが、国の地域オープンイノベーション促進事業ということで、各県の公設試の方にですね、配置されるということで、6,000万円ほどの経費がかかりますけども、12月から工事を始めて、4月から稼働できるという体制をとりたいと思っております。

4 茶業の振興について

答弁者： 知事

質問要旨： お茶の消費の状況を見ると、1人当たりの緑茶の購入量は過去10年間で20%程度低下しており、年齢が若くなるほど消費が少ない傾向にある。茶価も低く、生産者にとっては厳しい状況が続いている。

これを打破するためには、まず消費拡大策を進めていかなければならない。

また、お茶に関する優れた資源が産業・文化・学術など数多くある静岡に来ていただくことも重要である。お茶は数多くの機能性・効用があり、これらを積極的にPRすることが最も有効である。

先日、「ふじのくに『茶の都しずおか』推進会議」において、島田市お茶の郷を「茶の都」の拠点として活用する提案がなされた。

そこで、県は、この拠点の活用を含め、消費拡大に向けどのように取り組み、茶業の振興を図っていくのか伺う。

答弁内容： 次に、茶業の振興についてであります。

本県では、長い歴史の中で先人によって培われた匠(たくみ)の技と、生産者の努力により、日本一の茶産地を築き、優れた品質のお茶が各地で生産されています。一方、消費の面では、全国的に若年層を中心に、急須で淹(い)れる緑茶の需要が減少しているという現状があります。急須で淹れますと、お茶っ葉(おちゃっば)を捨てねばなりません。その捨てたお茶っ葉が、高層マンションなどに住む人の中で言われていることですが、パイプをふさいでしまうということで、東京の高層マンションに住んでいる人達は、煎茶を飲まない傾向を見せているそうです。こうした現実があります。

そこで、将来にわたって日常的にお茶を飲む文化を継承し、茶業を振興させていくためには、まずは、足元からということで、東堂議員のいらっしゃるような掛川や近辺では、給食でお茶を飲んでくださっているとは思いますが、これを全県下、特に東部ですね、そ

れから伊豆半島、ここの子供達に静岡県のおいしいお茶を飲む習慣を、給食時に飲むように、全県下をあげてこれに取り組んでまいりたい。そして、ミルクはですね、午前中に飲んでしまうということで、カルシウムもしっかりと、1時間目と2時間目、ないしは、2時間目と3時間目、遅くとも、3時間目と4時間目の間に牛乳は飲むと、ランチの時にはお茶と、いうことですね、これはまず、内需を拡大して行こうということ、是非今後皆様方にも、御協力を得ましてやってまいりたい。おいしいお茶を味わう舌、味覚をしっかりと身に付かせていくということが、大事です。これは、健康寿命の増進にもつながるといふ風に考えております。

加えて、健康的な飲料として緑茶の需要が増加している海外の需要があります。海外では2倍くらいになっておりまして、過去10年間で、確実に伸びているんですね。それになかなかうまくまだ静岡県が乗れないという、今生みの苦しみの中にございますけれども、やはり、輸出相手国の流通・消費の実態や農薬の規制などの情報収集に努めることがまず先決だということで、そうしたことと合わせて、多彩な静岡県のお茶の魅力、健康に関する機能性などを発信いたしまして、海外での需要拡大に取り組んでまいりたいと存じます。

このような取組を進めるに当たりまして、議員に御紹介いただきました推進会議における議論の中で、現在、お茶の歴史や文化に関する展示等を中心に行っている「島田市お茶の郷」を、“ふじのくに”の「茶の都の拠点」といたしまして、産業・文化・学術等、様々な分野で活用することが今、提案されておるので、これを実施してまいりたいと思っております。

県内各産地の特徴あるお茶や新たに開発された商品の販売、最新の知見に基づく茶の機能性や効用の世界に向けた情報発信など、産業や学術分野での拠点の活用に向けて準備を始めることとしております。

これからは、この推進会議における御意見を参考にしまして、「茶の都しずおか」推進計画を取りまとめ、これに基づき、関係団体と連携し、幅広い世代を対象に消費拡大を進めるなど、茶業の振興につなげてまいりたいと思っております。

4 茶業の振興について【再質問】

答弁者： 経済産業部長

質問要旨： 茶業の振興について、小学校でお茶を飲むという、足元から普及

を進めることも重要だが、お茶の機能性をアピールすることが必要である。テレビ等のマスメディアを活用するようなPR戦略が有効ではないか。経費もかかるかと思うが、消費拡大策として、機能性をPRすることをしたらどうか。特に外国については、有効だと考えるが、知事に所見を伺いたい。

答弁内容： 茶業の振興についての再質問でございますが、お茶の機能性につきましては、特に海外に進出する場合については、大きなものかと思っております。

機能性につきましては、認知症予防、肥満予防あるいはがん予防等様々な機能について、今、健康に関係するということで提案されてございますので、こういうものともう一つ合せまして、静岡県茶業会議所の方につきましても、「茶の機能」の出版もしているということで、これを世界に対してアピールしていきたいと思っております。

マスメディアの活用につきましては、有効かと思えますけれども、それに係る経費も踏まえまして、検討させて頂きたいと思っております。

以上であります。

5 富士山の後世への継承について

答弁者： 知事

質問要旨： 我が国は、平成28年2月1日までに、ユネスコ世界遺産センターに対し保全状況報告書を提出するよう要請されているところであり、その提出期限も迫るなか、富士山の適切な保全に当たっては、行政だけでなく、地元住民をはじめとする多くの方々の理解と協力のもと、関係者が一体となって取組を進めていくことが必要である。

このようななか、知事は、本年9月定例会において、富士山の保全に向けた基本条例を定めることが効果的であるとの答弁をされ、さらに、今議会の知事提案説明において、2月定例会に議案を諮りたいとの意向を示されたところである。

既にパブリックコメント手続において条例案の骨子を公開し、広く県民から意見聴取を行っていること承知しているが、この骨子に示されている基本理念や基本的施策が、どのような考えに基づき定められたものであるのか、知事の所見を伺う。

答弁要旨： 次に、富士山の後世への継承についてであります。

世界遺産富士山基本条例の制定についてであります。この条例は、構成資産が点在し、かつ多くの関係者によって管理、利用されている富士山を一体的に保全し、世界遺産としての顕著な普遍的価値を確実に後世に継承するため、富士山の保全に係る基本理念や基本的施策などを定めるものであります。

基本理念につきましては、関係者が一丸となって富士山保全に取り組むべきとの考えに立ち、富士山の顕著な普遍的価値である神聖さや美しさの維持と持続可能な利用との調和、そして、近世から現代まで続く富士登山を始めとする文化的伝統の継承、さらに、保全に向けた地域社会の連携の必要性などを盛り込むこととしております。

また、基本的施策におきましては、富士山の保全を確実に推進するため、ユネスコ世界遺産センターへの提出に向け、現在策定を進めている来訪者管理戦略、また、情報提供戦略等々、各種戦略に基づく取組や、富士登山の安全対策などにおきまして、県が果たすべき役割を明確に定めることとしております。

今後は、富士山世界文化遺産学術委員会のほか、パブリックコメントの御意見などを踏まえまして、条例の内容の充実を図り、次の平成27年2月県議定例会にお諮りした上で、この条例を活用し、日本の国土のシンボルであり、人類共通の財産となった富士山を、確実に後世に継承してまいります。

6 富士山静岡空港について

(1) 利便性の向上策 ア 二次交通改善に向けた取り組み

答弁者： 県理事（空港担当）

質問要旨： 富士山静岡空港の年間利用者数70万人達成には、利便性向上を高める施策の推進が不可欠であるが、空港と鉄道駅等とのアクセスをより利用者の立場に沿ったものに改善していくことが重要である。

先般、有識者会議の座長から改善の方向性についてまとめられた報告書が提出されたが、航空機の到着の遅れにも対応できる静岡駅とのバス運行や西部地域へのアクセス改善などを検討するよう提言されている。

空港利用者を増大させるためには、県中部地域の更なる需要拡大のほか、相対的に利用が低いといわれる西部地域と東部地域の利用客を取り込むことが必要であり、とりわけ空港利用の多くがセント

レアに流れている浜松地域の需要をいかに取り込むかが特に重要である。

検討会議が示した提言に対し、今後、どのように取り組んでいくのか伺う。

答弁要旨： 富士山静岡空港についてのうち、利便性の向上策についてお答えいたします。

二次交通改善に向けた取り組みについてであります。議員御指摘のとおり、富士山静岡空港の年間利用者数70万人の目標達成のためには、二次交通を改善し、空港の利便性を高めることが必要であり、本年3月に有識者等による検討会議を立ち上げ、検討を重ねてまいりました。

先般、提出された報告書には、航空機の到着が遅れた場合にもバスが待っている「連絡バス方式」の導入を始め、県西部地域、県内主要観光地へのアクセスなどの改善について、利用者目線に立った現実的な改善の方向性が示されていると考えております。

県といたしましては、この提言を踏まえ、利用者の皆様が安心して、快適に空港を御利用いただけるよう、速やかに改善策を具体化することとし、現在、関係事業者との調整等を進めているところであります。

中でも、県西部地域とのアクセス改善は喫緊の課題でありますことから、セントレアへ行くよりも安く、快適な送迎を可能とする、浜松市街地と空港とを結ぶ予約制乗合タクシーを、社会実験として来年3月から導入できるよう、所要の運行経費やPR経費を計上した補正予算案を本議会にお諮りしているところであります。

そのほかの改善策につきましても、順次具体化を図り、便利で使い勝手の良い二次交通を整備するとともに、利用促進に資する様々な施策を講ずることにより、利用者の増大に全力で取り組んでまいります。

6 富士山静岡空港について

(1) 利便性の向上策 イ 運用時間延長に向けた取り組み

答弁者： 県理事（空港担当）

質問要旨： 現在の運用時間朝七時半から夜八時半までの十三時間運用では、航空機の効率的な運航を行う航空会社にとって、富士山静岡空港に

夜間駐機することは難しいと聞く。

その結果、空港を朝早く出発するという、県民にとって利便性の高い魅力のあるダイヤが限られ、富士山静岡空港の魅力を十分に活かされていない。

静岡県と北海道、九州、沖縄など国内遠隔地との交流が多いにもかかわらず、県民の国内線航空旅客流動数に対する静岡空港の利用者数は四分の一程度に留まっている。

このことは必ずしも運用時間だけの問題ではないと考えるが、大きな一因ではないか。

県ではすでに住民説明会を順次、開催するなど、更なる運用時間の延長に向けて取り組んでいると聞いているが、その取組状況と今後の見通しについて伺う。

答弁内容： 次に、運用時間延長に向けた取り組みについてであります。

富士山静岡空港において、県民の皆様にとって使い勝手の良い「朝出発、夜帰着」ダイヤを実現するためには、航空会社が航空機を最大限に稼働できるよう、運用時間を延長し、夜間駐機を促進する必要があります。

現在、地元市町、空港関係団体及び県の間で締結している航空機騒音協定では、運用時間は7時30分から20時30分までとされていることから、その延長については、まず、関係する地元の皆様の御理解を頂いた上で、この協定を改定することが必要となります。

このため、県では、本年2月から、地元市町及び空港関係団体との間で、運用時間延長に関する協議を進めるとともに、住民の皆様に対して、町内会ごとに延べ24回の説明会を開催してまいりました。これまで、住民の皆様からは、航空機騒音の影響、空港利用の促進及び地域振興策など多岐にわたる御意見、御要望を頂いております。

県といたしましては、これらの御意見、御要望に丁寧に対応するとともに、引き続き、地元市町や空港関係団体と協議を重ねることにより、今年度中に騒音協定を改定し、その後、「静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例」の改正など、必要な手続を進め、来年度のできるだけ早い時期の実現を目指したいと考えております。

6 富士山静岡空港について（2）空港周辺地域の振興策

答弁者： 知事

質問要旨： 隣接地域振興事業費補助金制度が今年度末で期限を迎える。

空港建設基金に造成した百億円の助成枠に対し、今年度末で三十三億円余の残額が見込まれており、地元市町及び地元空港関係団体からは、昨年、事業継続への強い要望があったと聞く。

県では、地元住民の意見や地元市町の意向を聴きながら助成制度の在り方を検討すると2月の本会議で答弁し、先の常任委員会においては、新たな空港周辺の賑わいづくりを推進するための地域振興策について検討すると答弁している。

県として、今後の空港周辺の振興策について具体的にどのような制度設計を行っていく考えなのか伺う。

答弁内容： 次に、富士山静岡空港についてのうち、空港周辺地域の振興策についてであります。

富士山静岡空港は、静岡県の更なる発展を支えていく重要な社会的資本であります。

そのために、平成7年度から開港後5年という時限を切りまして、すなわち今年度までを期限とする、隣接地域振興事業費補助制度を設けてまいりました。これの期限が迫ってまいるといっておりますが、基本的には考え方は空港と地域の調和ある社会の発展を目指すと同時に、空港周辺地域の振興と生活の安定を図るということで、市町が行う道路整備、河川整備などの事業をこれまでは後押ししてまいりました。

こうしたこの補助金制度の期限が迫ってまいりまして、地元市町や空港関係団体から、市町の財政事情等により、事業の執行がいまだ道半ばであるので、制度継続への強い要望を頂いておりまして、私もそれを前向きに受け止めました。

ともあれ、かつて過去に静岡空港への批判がございましたけれども、これがほぼ沈静化したということを実際に喜んでおりまして、そして静岡空港の順調な発展を望む声のほうがですね、大きく聞こえるようになっているわけでありまして。こうした追い風を受けまして空港周辺地域では、空港ティーガーデンシティ構想あるいは空港西側の20ヘクタールほどの土地、これを防災拠点化として使えるというような、いろんな方々の御意見も頂戴しておりますので、これを推進するという、さらに新幹線新駅建設に向けての展開など、空港を核とした様々な地域づくりが今、進行中であります。

そこで、従来の生活環境対策に加えまして、空港の利活用促進に

資する集客施設の整備、空港新駅関連のにぎわい創出、さらに、空港ティーガーデンシティ構想具体化のための事業等々も対象にし、当然、空港におけるイベントもございますので、こうしたものをメニューに取り込んだ新たな補助制度を創設する方向で検討を進めます。

新たな制度におきましては、地元市町や空港関係団体にとっても、より使いやすい仕組みとなるよう、補助対象期間や補助率についても、配慮したいと考えております。

この新しい制度の活用を通しまして、すばらしい景観、また、お茶に代表される様々な産物、観光資源を活かして、魅力あふれる自然空間と都市機能が調和する「空港ティーガーデンシティ」として、オリンピックの時には駅もある、世界遺産の富士山がある、お茶畑もある、南アルプスも見える、そういうことですね、最高の場所にしていこうというように考えておきまして、ぜひ地域の皆様とご協力をしてそれを実現したいものであると考えております。

7 危機管理について (1) 原子力防災訓練

答弁者 : 危機管理監

質問要旨 : 浜岡原子力発電所は、現在、運転を停止しているが、使用済核燃料を保有しており安全対策は、依然として重要である。東日本大震災以降は、万一、原子力災害が発生した場合に備え、体制を整備しておくことは大変重要となっている。

これまで県は、地域防災計画の修正を行い、原子力災害が発生した場合を想定し、PAZやUPZを設定したほか、原子力災害に備えた避難計画を鋭意策定している。これらの取組は重要であるが、同時に、内容を検証し、より実効性を高めていくことも必要である。

県では、昨年度に続き、本年度も原子力防災訓練の実施を予定しているとのことだが、この訓練については、単に、従来のまま実施するのではなく、より現実に対応した訓練を計画する必要があると考える。原子力災害の発生の要因となる大規模な地震や、それに伴う津波等の複合災害を想定し、国・県・市町・関係機関との連携を確認することや、住民の動きなどをリアルに考慮し、訓練をレベルアップすることも考えられる。

このように、今回の訓練は、これまで以上に充実した内容とするべきと考えるが、県の所見を伺う。

答弁内容： 危機管理についてのうち、原子力防災訓練についてお答えいたします。

県では、これまでも、静岡県地域防災計画に基づき、原子力災害に備えた防災訓練を、国や関係機関の協力を得て、関係11市町とともに実施してまいりました。

今年度は、南海トラフの巨大地震の発生に伴い原子力災害が起こるといふ、複合災害を想定し、より実践的な図上訓練と実動訓練を実施することとしております。

図上訓練は、例年、1月に実施しております地震対策大規模図上訓練と一体的に実施し、大規模地震で県下全域が被災し、様々な災害応急活動を実施する中で、原子力災害が発生したとの想定で、災害対策本部等の全庁的な対応を検証し、対処能力の向上を図ってまいります。

実動訓練につきましては、31km圏内の住民の方々にも参加をいただき、放射性物質のスクリーニングを含めた避難訓練を実施するとともに、自衛隊車両やヘリコプターなどを使った病院・社会福祉施設からの避難、31km圏内全域での放射線モニタリング等の訓練を、2月上旬の実施に向けて計画しているところであります。

県といたしましては、国や関係市町、関係機関との連携を深め、より現実に即した原子力防災訓練を実施し、その成果や検証結果を広域避難計画の策定に反映するなど、引き続き、原子力防災体制の充実に努めてまいります。

7 危機管理について (2) 市町の避難勧告等について

答弁者： 危機管理監

質問要旨： 本年10月の台風18号及び19号の際は、県内の各市町でも避難勧告等が出された。

台風19号では、空振りを恐れずに避難勧告等が出され、この姿勢は評価できる。しかし、避難準備情報を出した市町と避難勧告を出した市町に分かれており、出された時刻にもばらつきがあった。

近隣の市町と避難勧告等の内容や時間が異なることは、理解がしにくい、ひいては避難勧告等への信頼が損なわれてしまうのではないかと危惧する。

このような現状に対する県の認識と今後の対応について伺う。

答弁要旨： 台風や大雨などの風水害に対する脆弱(ぜいじゃく)性は、地域の特性により異なるため、市町では各々ハザードマップを作成し、住民の皆様にも周知するとともに、防災訓練などを通じて災害対応の強化に努めております。

台風の接近や大雨が予想される際には、避難所の開設や避難勧告等を適時適切に行うことができるよう、県では避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を働き掛け、全市町において整備されてきました。また、市町の危機管理監等を対象としたセミナーを開催し、災害が懸念される時は、空振りも恐れず、早めの対応を求めてきたところであります。

今年の台風18号や19号の接近に際しては、総じて早めの避難勧告等が行われましたが、その一方で、避難勧告等のタイミングや、対象範囲にばらつきが見られたり、住民の皆様の中には「避難勧告等に対し、どう対応するべきか分からなかった。」との意見もありました。

現在、県では、このたびの各市町の対応について調査・分析を進め、個別の助言を行うほか、台風接近時等の対応を時系列で整理したタイムラインの導入を促進しているところであり、今後とも、市町の避難勧告等の一層の精度向上を図るとともに、防災訓練や啓発の機会を通じ、住民の皆様の水害や土砂災害に対する理解を深めてまいります。

7 危機管理について(2) 市町の避難勧告等について【再質問】

答弁者： 危機管理監

質問要旨： 市町の避難勧告でございますけれども、マニュアルがあったのにバラツキがあったのか、疑問に思いますので、その理由。

そして、住民の皆様にもしっかりと理解をしていただく必要があると思いますので、その避難勧告が十分理解されていないということがあります。

その辺をどうするのか伺います。

答弁要旨： 市町の避難勧告等の若干のバラツキの問題でありますとか、住民の方々の対応の若干の混乱がございました、今回各市町と、どの様なタイミングでどういった情報を出されたのかということの調査を

進めております。

各地域ごとに環境が違う、所謂災害のリスクに対する環境が若干違いますので、同じ雨量の雨でも早めの避難勧告が必要な場所、そういった安全性が非常に高い場所、様々でありますので一概に同時刻に避難勧告・指示が出される必要があると私も考えておりませんが、そこに若干の課題があったのは、避難勧告・指示等を出したときに住民の方々が、本当にそれが必要だという実感を気持ちになっていたかということが、若干のバラツキがあった原因となっていると思います。

現在、各市町に対してはハザードマップをもう少しきちんと丁寧に住民の方々にご説明する、それともう一つは、情報の発信の仕方でありますけれども、今回、緊急速報メールという、所謂携帯電話のメール機能を使った速報メールを用いた所もございました。

そういった内容がきちんと各地区を細分化して地域の方々に伝わるように、事前によく話し合いをするといった対策を是非進めていきたいと考えています。

各市町ときちんと協議をし、県としても一緒にご指導してまいりたいと考えております。

8 健康福祉行政について (1) 地域医療介護総合確保基金

答弁者 : 健康福祉部長

質問要旨 : 我が国は、高齢化が急速に進行しており、団塊の世代が75歳以上となる2025年には、国民の3人に1人が65歳以上となる超高齢化社会を迎えようとしている。

国は、本年6月に医療介護総合確保推進法を制定し、消費税増税分を財源として、医療・介護サービスの提供体制改革を推進するための新たな財政支援制度を創設したところである。

県は、今回、地域医療介護総合確保基金をどのような趣旨で設置することとし、また、医療・介護サービスの提供体制について、どのようなものに活用していくのか、考えを伺う。

答弁内容 : 健康福祉行政についてのうち、地域医療介護総合確保基金についてお答えいたします。

高齢化が急速に進行している現在では、誰もが必要な医療や介護

を十分に受けることができ、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられることが、喫緊の課題であります。

県では、国の新たな財政支援制度を活用し、病院から在宅までの医療や介護サービスが切れ目なく提供される体制を整備するため、地域において医療と介護を総合的に確保していくことを目指した、地域医療介護総合確保基金の設置につきまして、今議会にお諮りしております。

また、医療と介護サービスの提供体制といたしましては、基金を活用し、地域の在宅医療等を支援する病院等の整備を始め、医療と介護の関係者が協力して在宅医療と介護を提供していくための体制整備の促進や、それらを担う医療従事者の確保と養成の強化に取り組んでまいります。

県といたしましては、今後も基金の適正な運用に努め、市町や医師会など関係団体と連携し、医療機関の病床の役割に応じた機能分化と連携の推進による「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と在宅医療と介護の充実等による「地域包括ケアシステムの構築」を図り、誰もが身近な地域で、安心して暮らすことのできる社会の実現に努めてまいります。

8 健康福祉行政について（2）危険ドラッグ対策の強化

答弁者： 知事

質問要旨： 危険ドラッグの乱用は全国的に大きな問題となっている。県内でも危険ドラッグの使用者による交通事故、健康被害が発生し、毎日のようにマスコミに取り上げられている。

県では、危険ドラッグ販売店の立入検査や製品の買い上げ検査、不動産業界団体や地域との連携により対策を強化している。さらに、危険ドラッグの規制を強化するため、私ども会派などの要請を受け、本会議に「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」(案)を提出している。この条例案には運輸業者の責務や営業禁止区域の設定などの本県独自の条項をはじめ、県民から県への通報の責務による情報収集も含まれている。

危険ドラッグの販売者は、法による指定薬物の指定をすると、施行するまでの間に品物を売り切ってしまうなど、販売手口が巧妙化している。

条例制定の効果を最大限に発揮するためには、体制の強化が必要であると考えます。

そこで、条例制定後の実施体制の強化と、それによりどのような効果を期待しているのかを伺う。

答弁内容： 次に、危険ドラッグ対策の強化についてお答えいたします。

静岡県におきましても、今年に入って危険ドラッグによる救急搬送や交通事故の被害が多く発生しております。こうした事故や被害が県民を不安に陥れている現実があります。危険ドラッグを根絶する体制を整備し、対策を強化していくことは喫緊の課題です。

静岡県では、既に危険ドラッグ販売店に対しまして、県警察本部と国との合同立入調査や製品の買い上げ検査を強化するなどの取組により、県内の全ての危険ドラッグ販売店を排除いたしました。

今後も、危険ドラッグによる被害が起きることのないよう、今議会にお諮りしました「静岡県薬物の濫用の防止に関する条例」は、知事監視店の指定や警察職員への立入権限の付与など、全国的にも先駆的で厳しい規制を取り入れ、危険ドラッグ根絶のための実効性の高い条例としているところであります。

この条例を的確に運用していくことが大切です。そのためにはまずは、相談窓口を設置いたしまして、県民や地域から得られる情報を整理し、県警察本部との合同立入調査につなげるなど迅速に対応できる体制を整備していこうと考えております。また、規定した知事指定薬物等の検査を速やかに行い、健康被害を及ぼすおそれのある薬物を的確に検出できる検査体制を整備いたします、等々、流通から販売までの取締りを強化し、被害の廃絶に努めてまいります。

今後とも、県警察本部や業界団体と密接に連携いたしまして、県民の皆様にも御協力を賜り、全県一丸となって危険ドラッグ撲滅に全力で取り組み、県民の健康、安全を守り、安心な社会を実現してまいります。

その他の御質問につきましては、関係部局長、教育長から御答弁申し上げます。

8 健康福祉行政について (3) 子ども・子育て支援新制度

答弁者： 健康福祉部長

質問要旨： 来年4月から施行予定の子ども・子育て支援新制度では、保育サービスを利用できる要件が大きく緩和され、放課後児童クラブについても、利用対象児童が、これまでの小学校3年生までから6年生までに拡大されることから、利用児童数は、大幅に増加することになる。

一方、利用者の間には、現在でも待機児童が発生している中、利用申込者が増えれば、これまで以上に利用しにくくなるのではないかといった不安の声がある。

県は、先頃、来年度から5年間の保育の需要と供給の見込みなどを盛り込んだ「ふじさんっこ応援プラン」の素案を子ども・子育て支援部会に報告したが、それによれば、平成31年度までに、保育サービスの受け入れ児童数を約7万5千人、放課後児童クラブについても約3万2千人に増やすとのことである。

県では、このプランをどのように推進し、また、市町に対して、どのような支援を行っていくのか、知事の所見を伺う。

答弁内容： 次に、子ども・子育て支援新制度についてであります。

県では、新制度に基づき全ての市町が策定する、子ども・子育て支援事業計画について、潜在需要も含め、県民の皆様が真に必要な施策や事業を反映した、実効性のあるものとなるように、各市町に対し助言を行ってまいりました。ふじさんっこ応援プランは、こうして策定される市町の計画を踏まえて、今後5年間の保育ニーズや保育サービスの内容や実施計画などを定めるものです。

応援プランにおける待機児童対策につきましては、県内の約6割が共働き世帯という状況や今後増加する保育需要に応えるため、保育所と放課後児童クラブの施設整備や認定こども園への移行促進に積極的に取り組んでまいります。また、増大する利用者の需要を満たすだけでなく、安心して利用できるよう、保育人材の確保と研修に力を注ぎ、資質向上を図ってまいります。

今後、応援プランを推進するため、県では、市町が子育て支援を着実にを行うことができるよう、きめ細かな情報提供と相談に応じるほか、保育所等の施設整備を始め、一時預かり事業や病児保育事業などに取り組む市町に対し、財政支援や人材育成など、積極的に支援することとしております。

今後とも、「子育ては尊い仕事」の理念の下、応援プランを着実に実現し、未来を担う子どもと子育てを社会全体で応援する、「生

んでよし 育ててよし」の“ふじのくに”づくりを市町とともに進めてまいります。

以上であります。

8 健康福祉行政について (3) 子ども・子育て支援新制度【再質問】

答弁者 : 健康福祉部長

質問要旨 : 来年度中の待機児童ですが、保育ニーズの6千人、放課後児童クラブのニーズ、6千2百人と聞いているが、これが来年度そのまま待機児童になるのか。

答弁要旨 : 子ども・子育て支援新制度についての待機児童対策についてお答えします。

確かに、子ども・子育て新制度になりまして、保育のニーズも、また、放課後児童クラブの利用者ニーズも大変大きく広がるわけです。

そうしたことから、今のままでは大変な数の待機児童が発生する可能性があるわけです。

そのために、今、市町と相談しながら、施設整備を強力に進めているところでございます。

こう言った待機児童が生じることがないように市町とよく話しあい、支援策、それから施設整備を進めて、待機児童が発生しないよう努めてまいります。

9 リニア中央新幹線の建設への対応について

答弁者 : 暮らし・環境部長

質問要旨 : JR東海は環境影響評価法の手続きの中で、何も対策を講じない場合には、「大井川源流部で毎秒2立方メートル減少する」との予測結果を示したため、大井川流域の市町の住民は、大いに心配をしている。

先月4日にJR東海から「事後調査計画書」が提出され、県では、この「事後調査計画書」に対して、静岡市長の意見や静岡県環境影響評価審査会からの答申を受け、知事意見を述べると聞いている。

大井川の貴重な水資源に悪影響を及ぼすことは絶対に許されない。知事は、大井川の流量減少の予測について、どのように対応して

いくのか伺う。

答弁要旨： リニア中央新幹線の建設への対応についてお答えいたします。

大井川の流量減少予測に対しましては、大井川流域の皆様を始め多くの県民の皆様から懸念の声が出されており、県といたしまして、その対応に万全を期すことが重要であると認識しております。

このため、静岡県環境影響評価条例に基づき提出された事後調査計画書に対する知事意見には、環境影響評価審査会の答申や地元の静岡市長の意見などを踏まえ、工事後も工事前、工事中と同様に流量及び地下水位の調査を行うこと、調査地点については、上流部も対象にすること、仮に流量の減少の兆候が生じた場合には、下流域への影響を的確に調査するとともに、原因究明を行い、その結果を関係者等に報告して、適切な保全措置を取ることなどを明記いたします。また、この保全措置については、事前に複数案を検討し、水量減少の防止へ万全を期すことを、強く求めてまいります。

リニア中央新幹線の整備は、工事実施計画が認可され、環境影響評価の段階から、工事実施の段階に移行しました。県といたしましては、事業の具体化を受け、引き続き環境保全連絡会議などで、環境への影響について注視し、水資源などに変化が生じた場合には、事業者の詳細な説明を求めるとともに、環境に対する影響が大きい場合には、環境影響評価条例に基づき、国土交通大臣に対して、J R東海への指導を強く要請いたします。また、県自らも静岡市など地域と緊密に連携し、J R東海に対しまして水資源保全のための十分な措置を求めるなど、貴重な南アルプスの環境の保全に努めてまいります。

以上であります。

9 リニア中央新幹線の建設への対応について【再質問】

答弁者： 暮らし・環境部長

質問要旨： 大井川の流量の減少に対して複数案を提示するということがあったが、それは誰がどういう形で提案するのか再度確認したい。

答弁内容： リニア中央新幹線の大井川の流量減少の関係でございますけれども、事前に複数案を検討しというのは、これは、事業者であるJ R

東海にお願いするというところでございます。

決してあってはならない訳ではございますけれども、事前に減少する可能性、あるいはその対応策について複数の案をＪＲ東海の方で考えて頂くと、それに当たっては、ＪＲ東海の方の専門家会議、あるいは県が持っている連絡調整会議あるいは河川管理者である国等々と協議を重ねて事前に複数案を作って頂くことを要請していくというところでございます。

以上であります。

10 教育行政について（1）静岡式35人学級編制の評価と対応

答弁者： 教育長

質問要旨： 財務省は、平成27年度予算編成で、公立小学校一年生の40人学級の復活を文部科学省に求める方針を固めた。加えて、少人数学級はいじめなどの抑止効果がないとの資料が示されており、国が少人数学級の施策に対して、懐疑的かのような印象を受ける。国の加配教員が減る場合は、静岡式35人学級編制への影響も大きいと予想される。

そこで、国の少人数学級化の流れが停滞している状況の中、静岡式35人学級編制の評価と、今後に向けてどのように対応していくのか、教育長の所見を伺う。

答弁内容： 教育行政についてのうち、静岡式35人学級編制の評価と対応についてお答えいたします。

静岡式35人学級編制の効果につきましては、小中学校を対象にした調査によりますと、学級人数が少なくなったことで、「一人ひとりの発表の機会が増え、学習内容の理解が深まってきた。」「子どもの気持ちが落ち着き、学校生活が安定してきた。」などの声を聞いております。

また、昨年度、小学校5年生で35人学級編制を実施した学校は、本年度の全国学力・学習状況調査におきまして、全国の平均正答率を大きく上回り、県平均と比較しても、全ての教科で上回るなど、その効果を確認しているところであります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、国におきましては、少人数学級に向けた定数改善計画は進んでおらず、現在、文部科学省が策定いたしました定数改善計画の来年度予算案への反映や、少人数学

級に必要な加配教員数の増減などを注視している段階であります。

本県におきましては、平成21年度から国に先駆け、静岡式35人学級編制を実施し、昨年度からは義務教育9か年の全ての学年で少人数学級を実現いたしました。導入以来、既に6年が経過し、本県の学校現場では、少人数学級による指導が確実に定着しております。県教育委員会といたしましては、今後とも全学年で実施しております静岡式35人学級編制の継続に努めてまいります。

10 教育行政について（1）静岡式35人学級編制の評価と対応【再質問】

答弁者： 教育長

質問要旨： 現在、教員が足りないという状況にあると思うが、対応をどのように考えているのか伺う。

答弁内容： 静岡式35人学級編制の充実についてでありますけれども、大きく3点あると思います。

一点目は、答弁でも申し上げましたけれども、国の少人数学級に必要な加配教員数、これをできる限り確保するということでもあります。

二点目は、現在も行っておりますけれども、県単独の加配措置についてより充実するということでもあります。

そして三点目は、地域とともにある学校づくりということに象徴されますように、地域の人材の活用ということで、学校支援のための非常勤講師、あるいは地域支援のボランティアといった者の確保、こういうことをする中で、静岡式35人学級編制の充実を努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

10 教育行政について（2）児童生徒の歯の健康

答弁者： 教育長

質問要旨： 学校における歯・口の健康づくりに関しては、むし歯の予防を中心に取組み、成果をあげてきた。

効果的なむし歯予防法のひとつでもあるフッ化物洗口について、多くの子どもたちが永久歯に生えかわる小学校において途絶えている。

8020運動を実現させるには、子どもの時期からむし歯予防対

策が必要であり、「静岡県民の歯や口の健康づくり条例」でも、学齢期のむし歯予防対策を推進すると謳われている。

このような状況を踏まえ、健教育委員会において学校でのフッ化物洗口の普及に向けて積極的に勧めるべきと考えるが、今後どのような取組みをしていくのか、教育長の所見を伺います

答弁内容：次に、児童生徒の歯の健康についてであります。

子どもたちの歯と口の健康づくりにつきましては、むし歯や歯周病を生活習慣病の一つとして捉え、予防のための健康的な生活習慣の確立と、早期発見・早期治療のための歯科検診が重要であると考えております。

学校においては、保健学習や学級活動の年間指導計画に基づいた取組が、学校歯科医等との協力を得ながら行われております。このような指導により、永久歯がむし歯になった児童生徒は、平成21年度から平成25年度の間、小学生においては56%から50%に、中学生においては48%から37%に減少するなどの、成果が現れてきております。

文部科学省は、フッ化物洗口が必要とされる場合には、学校歯科医や学校薬剤師の管理と指導の下に、教職員、保護者、子どもがその必要性和安全性を理解し、それぞれの同意を得た上で、適切な手順により実施する必要があるとしております。

県教育委員会といたしましては、今後とも、歯と口の健康への理解を深めるため、歯科医師会が作成する「学校歯科保健ニュース」の発行への協力など、関係機関や健康福祉部と連携し、学校でのフッ化物の活用についての情報収集と教職員、保護者等への広報に努めてまいります。

以上であります。